

業務委託契約約款（一般）

（総則）

第1条 委託業務の発注者及び委託業務の受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（委託業務内容及び委託業務期間）

第2条 委託業務内容及び委託業務期間は頭書記載のとおりとする。

（業務委託料及び支払）

第3条 業務の委託料は頭書記載のとおりとし、発注者は受注者から適法な支払請求書を受領したのち、30日以内に業務委託料を支払うものとする。ただし、必要があると発注者が認めた場合には、一部完了払い、部分払い、前金払いにより支払うことができるものとする。

（検査及び引渡し）

第4条 受注者は委託された業務を完了（一部完了を含む。）したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了報告書（一部完了を含む。）を受領したときは、その日から10日以内に目的物についての検査を行わなければならない。ただし、電算システム等、物件により即時の検査が困難なものについては、業務完了報告書の受領から15日以内に検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 受注者は、発注者から業務完了に伴う検査合格の通知を受けたときは、委託された業務を終了するものとする。

（契約不適合に伴う請求権等）

第5条 発注者は、委託業務について契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるため、当初契約時の取決めどおり委託業務が実施されない場合には、委託業務の契約不適合に伴う履行の追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権及び契約の解除権を行使することができる。この場合の損害賠償請求権の行使については、受注者が発注者との随意契約による相手方であったときには、当該損害賠償金相当額を当初の契約金額の変更を行うことによって支払うこともできるものとする。また、委託業務完了後、契約不適合であった場合には、検査後1年間は委託業務の契約不適合に伴う履行の追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権及び契約の解除権を行使できるものとする。

（権利の譲渡等）

第6条 受注者は、委託された業務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者はソフトウェアの作成が委託業務の一部又は全部を構成するときには、その著作権について、受注者の権利とする場合には、あらかじめ、発注者と協議の上、この契約書又は仕様書の中にその旨を記載しておくものとする。

（一括委任又は一括下請の禁止）

第7条 受注者は、この契約の履行についてその全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（遅延損害金）

第8条 受注者の故意又は重大な過失により、物件の引渡しが遅延した場合には、受注者は、当該使用不能日数を控除した日割計算により算定した額を支払うものとする。また、引渡しの遅延により発注者の業務に損害を与えた場合には、受注者は損害賠償金を別途支払うものとする。この場合の賠償金額の算定は、発注者と受注者が協議して定めるものとし、受注者が発注者との随意契約による相手方であったときには、当該損害賠償金相当額を当初の契約金額の変更を行うことによって支払うこともできるものとする。

2 発注者又は受注者が金銭債務の履行を遅延したときは、その債務完済に至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定に基づき定められた率の割合による遅延損害金を相手方に支払うものとする。

（契約の解除）

第9条 発注者又は受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- 1 契約条項に違反したとき。
 - 2 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - 3 発注者又は受注者の責めに帰す理由により履行期限までに給付若しくは債務を完了しないとき又は完了する見込みがないとき。
 - 4 監督又は検査に際し、監督又は検査に携わる職員の当該職務の執行を妨げたとき。
- 2 前項の規定により契約を解除しようとするときは、催告を行った後、文書により通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合は、発注者又は受注者

は相手方に対し損害賠償を請求することができるものとする。（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第10条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が発注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をするの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した遅延利息を発注者に支払わなければならない。

3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項の違約金を免れることができない。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（個人情報保護）

第11条 個人情報を保護するため、受注者は次の事項を遵守するものとする。

(1) 秘密の保持 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定める個人情報（以下「個人情報」という。）については、業務の処理中及び処理後においても他に漏らしてはならない。

(2) 目的外利用等の禁止 受注者は、個人情報を契約内容以外の利用及び他への提供をしてはならない。

(3) 複製等の禁止 受注者は、発注者の許可を受けた以外は、個人情報の複写及び複製をしてはならない。

(4) 事故発生時の報告義務 受注者は、個人情報の保護に関して業務の処理において事故等が発生した場合には、遅滞無く発注者に報告しなければならない。

(5) 個人情報の廃棄 受注者は、発注者の指示なくして不要となつた個人情報の廃棄を行ってはならない。

2 受注者は、個人情報に関する業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときには、第7条の規定にかかわらず、あらかじめ発注者の承諾（別添 再委託に関する許可申請書）を得なければならない。

3 前項の規定に基づく発注者の承諾又は不承諾については、書面（別添 再委託に関する許可・不許可通知書）で行うものとする。

（協議）

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。